

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

令和7年1月16日 午前9時55分 開 会

出 席 委 員

委 員 長	久 松 公 生
副委員長	設 楽 健 夫
委 員	小 倉 博
委 員	服 部 栄 一
委 員	櫻 井 繁 行

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

な し

出 席 説 明 者

教 育 長	井 坂 庄 衛
市 民 部 長	廣 原 正 則
保健福祉部長	羽 成 英 明
保健福祉部理事	川原場 宗 徳
教 育 部 長	加 藤 洋 一
地域コミュニティ課長	松 延 克 彦
環境保全課長	山 口 由 晃
社会福祉課長	山 口 浩 史
介護長寿課長	越 渡 貴 之
健康増進課長	渡 邊 有 美
スポーツ振興課長	由 波 大 樹

出 席 書 記 名

議会総務課 主幹	川原場 智
----------	-------

議 事 日 程

令和7年1月16日（木曜日）午前 9時55分 開 会

1. 開 会

2. 事 件

- (1) 本市職員による不祥事案について
- (2) かすみがうらウェルネスプラザ指定管理について
- (3) 令和6年度かすみがうら市エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援給付金について
- (4) 手話言語条例（案）制定に伴う意見公募の結果について
- (5) かすみがうらいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）の改定について
- (6) 霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設について
- (7) 霞台厚生施設組合地域還元施設「みらい交流館」無料利用券の配布について
- (8) その他

3. 閉 会

開 会 午前 9時55分

○久松公生委員長

定刻前ではありますが、おそろいですので、始めさせていただきます。

改めまして、こんにちは。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

次に、書記を指名します。

議会総務課、川原場主幹を指名いたします。

本日は教育長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思います。

○教育長（井坂庄衛君）

本日は何かとお忙しい中、文教厚生委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

全国各地でインフルエンザが猛威を振るう中、市内の各小中学校におきましても、年明け、学級閉鎖となった学校が出てきている状況でございます。

引き続き、感染症対策を講じ、健全な学校生活が送れるよう対応していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、本日は、本市職員による不祥事案についてのほか6件についてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には、貴重なご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、このたびの不祥事案につきましては、私としても極めて遺憾であり、市民の皆様からの信頼を著しく損なうこととなり、大変重く受け止めております。今後このようなことがないよう、綱紀粛正の徹底を図り、教育委員会事務局職員、力を合わせ、市民の信頼回復に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。

いろいろとご心配をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。

○久松公生委員長

ありがとうございました。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは本日の日程事項に入ります。

初めに、（１）本市職員による不祥事案についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○教育部長（加藤洋一君）

本市職員によります不祥事案についてご報告させていただきます。

令和6年7月10日、本市職員が盗撮を行い、12月20日付で罰金50万円の略式命令を受けたものでございます。

このたびの不祥事につきましては、被害に遭われた方はもとより、市民の皆様の信頼を大きく失墜させたこととなり、深くおわび申し上げます。

それでは、詳細につきまして、スポーツ振興課由波課長よりご報告させていただきます。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

それでは、本市職員による不祥事案につきましてご報告申し上げます。

まず、本事案につきましては、被害者側から極力表沙汰にしないしてほしいという要望がございました。また、公表についても望んでいないというところではございますけれども、市職員による不祥事案であることから、公表できる内容が限られているということでございますので、冒頭に申し上げておきたいと思います。

それでは、資料に基づいてご報告いたします。

1番、当該職員でございます。

不祥事発生時の所属部でございます。教育委員会スポーツ振興課職員でございます。現在は、総務部内に異動してございます。

2番、不祥事の概要でございます。

本市職員は、令和6年7月10日、市が主催する事業に協力要請した女性外部関係者に対し、勤務時間中、市内公共施設の更衣室にスマートフォンカメラを設置し、盗撮するという不祥事を引き起こしました。

設置後間もなく、スマートフォンカメラは被害女性によって発見され、翌日7月11日に被害者から被害届が警察に提出されてございます。同日、当該職員は警察からの呼び出しに出頭し、事情聴取を受けまして、盗撮行為を認めたものでございます。

その後、警察から検察へ書類送検され、性的姿態等撮影未遂及び茨城県迷惑行為防止条例違反の罪で略式起訴され、12月20日付で罰金50万円の略式命令を受けてございます。

今後、当該職員の処分につきましては、速やかに市職員分限懲罰等審査委員会において厳正に対処するものとします。

次に、3番、事案の経過でございます。

こちらは今の内容を時系列にしたものでございます。

令和6年7月10日、事案発生でございます。

翌日、7月11日に被害届が提出されてございます。

その後、警察による任意の事情聴取を複数回受けてございまして、その後、警察から検察へ書類送検されてございます。

書類送検後、検察からも事情聴取を受けておりまして、事情聴取終了後、今度は検察から裁判所へ略式起訴の請求がされてございます。

令和6年12月20日、簡易裁判所より略式命令が下されてございまして、罪名は性的姿態等撮影未遂及び茨城県迷惑行為防止条例違反の罪で、罰金50万円の刑が確定してございます。

次に、3番、市長コメントでございしますが、こちらは報道機関及び議員各位にプレスリリースした内容と同様となっております。

4番、教育委員会事務局職員への対応等でございしますが、教育長訓示を教育委員会事務局全職員に令和7年1月9日付で周知をしているところでございます。

ご報告は以上でございします。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等はございませんか。

○設楽健夫副委員長

この事案の経過で、警察による任意の事情聴取というのはいつだったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

こちらは、7月11日から8月上旬にかけて、4回ほど受けてございます。

○設楽健夫副委員長

検察による事情聴取というのはいつだったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

検察による事情聴取は1回でございまして、11月下旬に行われてございます。

○設楽健夫副委員長

これ、略式命令が令和6年12月20日ですか、この発表が令和7年1月8日でしたっけ、我々に来たのが。このタイムラグはどういう理由によってですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

こちらは、令和6年12月20日付で裁判所から被害者宛てに通知されております。本人がこの通知を受け取ったのが12月24日ということでございます。この略式命令送達の日から14日以内は正式裁判の請求ができるということですので、この14日間を待ってからという形の公表ということ、14日待ってから刑が確定ということになりますので、本人からその後確認したところ、正式裁判の請求はしていないということですので、1月での公表ということになります。

○設楽健夫副委員長

ここの報告は、公務中の犯罪なら犯罪ということなんですけれども、これ、当日、女性のほうから課長には、そういう報告はあったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

当日、その被害女性から私に報告はなかったんですが、その被害女性が、その後、職場に戻った後、その被害女性の上司から市教育委員会にご連絡があったということでございます。

○設楽健夫副委員長

教育委員会としては、その報告があったときに、その本人からの事情聴取とか、そういうのはあったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

被害女性の上司から、私のところに、夕方報告がございましたので、その後、当該職員を呼びまして、その日に聞き取り調査を実施してございます。

○設楽健夫副委員長

その聞き取り調査の結果はどういう結果だったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

我々の聞き取り調査の中では、本人は、その時点では盗撮行為はやっていないと、認めてはおりませんでした。翌日、11日に任意の事情聴取で警察から呼び出しがありましたので、その際に盗撮行為を認めたということでございます。

○設楽健夫副委員長

それで、この職員の異動が7月24日付というふうに、今の報告でありますけれども、このタイミングは、異動した理由とこのタイミングは、どういう理由でそういうふうにしたんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

この事案が発生したときに、市長、副市長、また総務課にご報告しまして、被害女性の相手側のほうから、この職員をスポーツ振興課から異動させてほしいというようなご要望がございました。そのご要望を受けて、庁内で調整させていただいた結果、この日付で異動ということでございます。

○久松公生委員長

そのほか、ございませんか。

○設楽健夫副委員長

この職員の、いわゆる前歴といたしますか、そういう素行上の問題というのはあったんですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

このような盗撮行為とか、今までそういった事件性的なところは、令和4年度から一緒にこの職員とスポーツ振興課で業務しておりますけれども、そういった行為は見受けられたところはございません。

○櫻井繁行委員

刑も確定して、最終的には今、懲罰委員会の、処分待ちというか、そういう感じなんではしょうけれども、その処分が確定するのというのは、大体どのぐらいになるんですかね。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

昨日、総務課から私のほうにご連絡がございまして、現時点の予定としましては、令和7年1月21日に分限懲罰等審査委員会を開くということで、ご報告は受けてございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、まだ懲罰委員会が開かれていなくて、これから開いた、ある程度、令和7年1月21日に委員会を開けば、そこで決めて、粛々と本人にも伝えるような手はずになるということですか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

この分限懲罰等審査委員会の中では、まず、本人が、当該職員が出席して、いろいろ意見聴取とかもあると思いますけれども、その中で、最終的には委員会の中で処分を判断するというところでございますので、この21日以降、恐らく速やかに当該の処分が決定されると思っております。

○櫻井繁行委員

ちなみに、懲罰委員会の委員会のメンバーというのは、どういう方がいらっしゃるかだけご報告いただけますか。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

委員会の委員長として、副市長が委員長になってございます。そのほか、各部長がこちらの委員会の

委員として定めてございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、計何名になりますか。農業委員会とかも入るということかな。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

総務課が所管になりますので、人数までは、今把握してございませんが、副市長が委員長で、そのほか教育長、あと各部長と総務課長がメンバーとなります。

○櫻井繁行委員

そうすると、基本的には議場に出席をされている執行部、いわゆる僕らが考えている方々が分限懲罰等審査委員会の委員ということで、委員長は副市長が務められて、そこに課長としては総務課長が総務ということで入られると、そういったことですよね。

○スポーツ振興課長（由波大樹君）

そのとおりでございます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

そのほか、質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問ないようですので、本件を終結いたします。

ここで部署の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

[午前10時10分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時13分]

次に、（２）番、かすみがうらウエルネスプラザ指定管理についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

おはようございます。

かすみがうらウエルネスプラザ指定管理についてでございます。

前回、文教厚生委員会におきまして説明させていただきました内容につきまして、運営費、それから体制についての比較を作成してまいりましたので、そちらについて説明させていただきたいと思います。

説明内容につきましては、健康増進課長よりご説明いたします。

○健康増進課長（渡邊有美君）

健康増進課、渡邊です。

かすみがうらウエルネスプラザ指定管理についてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

昨年11月12日の文教厚生委員会にて、運営方法について検討している旨をご報告させていただきました。そのときのご助言を参考に、比較表を作成し、運営方法を検討いたしましたので、ご報告させていただきます。

お手元の資料をご参照ください。

歳出につきましては、指定管理で一括方式をしておりました法定点検を、個別での契約で実施、また、

実施しなくても法的に問題のないものについて、実施しない方向で検討、さらに、シルバー人材による受付、清掃を最低限度まで縮減した結果、経費が少し抑えられたような状況であります。

ただ、やはりトレーニングルームにつきましては、市民の健康維持・増進を目的としますと、専門性が高いことから、業務委託での継続を考えております。

必要経費につきましては、2083万3000円で、こちらにつきましては、令和7年2月7日に開催予定であります臨時会で債務負担行為をお願いする予定であります。承認いただいた後、プロポーザルを実施し、4月から継続実施に向けて準備していきたいと考えております。

結果的には、指定管理時、こちらの実績、令和5年度の実績になります。あと、市運営時としまして、令和7年度の当初予算をちょっと比較しましたところ、歳出は1926万7000円のマイナスとなりました。しかし、この差額には人件費が一切含まれておりませんことをご承知おきください。

前回一番心配していただいております事務引継ぎにつきましては、現在指定管理となっております株式会社フクシ・エンタープライズに現在の業務内容、注意すべきことなどリスト化していただき、令和7年2月頃より現職員が引継ぎを受け、4月に配属になった職員へ引き継いでいけたらと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

これ、職員人件費を入れた場合の金額は試算していますか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

人件費ですけれども、総務課とお話しさせていただいたところ、担当につきましては3名程度をという話ではお伺いしております。

実際、配置につきましては、施設長となる者が1名は就くと思います。その下につきましては、係長が就くか、主任が就くか不明ですけれども、ざっと見込んで3人分で約1000万円程度と想定しているところなんです。実際、先ほど話しました1900万円から1000万円程度を引いたところだと、約900万円が指定管理から市に移行したときの差額分というところかなと考えているところでございます。

○設楽健夫副委員長

この指定管理のときの3186万3000円というのは、内訳はどういうふうになっているんですか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

こちらの職員給与費分の人件費ですけれども、この3100万円につきましては、今現在指定管理を行っています株式会社フクシ・エンタープライズのほうの職員の人件費ということになっておりまして、決まった職員の配置という、要は正社員がそこについて張りついてというわけでもなくて、やはりアルバイトとかそういうものもありますので、人数的には把握はしていないんですけれども、市でやるような、必ず3人を置いているとかと、そういう話ではなく、窓口関係、それからトレーニングルーム関係に関しての配置の人件費になっているところを記載しております。

○設楽健夫副委員長

これ、今、人件費のほうも、職員配置した場合には約1000万円程度と言っていましたよね。ということ、この人件費は2000万円ぐらいが節減されると考えていいんですか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

トレーニングルームの部分もありますので、一概に株式会社フクシ・エンタープライズのほうで3100万円かかって、市のほうで1000万円だから、2000万円の差があるだろうという話では、内容的には違ってしまうんですけれども、トレーニングルームは、その人件費分につきましても委託で出せるようになっていますので、そちらのほうはまた別と考えていただいたほうがいいのかなと思います。

○設楽健夫副委員長

そうしますと、この委託料の委託時の1123万1000円から3115万円というふうに上がっていますよね。これの内訳、ちょっと教えてもらえますか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

委託料の指定管理時が1123万円で、市運営時で3100万円ということですが、こちらにつきましては、主な委託、市で令和7年度に委託する分で、先ほど申しましたトレーニングルームの委託分で2200万円分を見えています。それプラス、通常の、施設の維持管理の委託を含めた金額が主ですが、そちらを足して3115万円という形になっております。

単純に2200万円プラス1123万円で、計算が違いうだろうという話にはなりますけれども、そのところは、先ほど課長が申しました維持管理の中で、不要と思われる部分は削除して、そういう計算になったところでございます。

○櫻井繁行委員

お疲れさまです。川原場理事におっしゃっていただければ、理解できるところあるんですけれども、もう少し数字の中で具体的に、項目ごとの差異を少しつけてもらおうとか、これだけ見ると、指定管理、もちろん今は株式会社フクシ・エンタープライズやられているけれども、そこを変えて、職員給与がなくなるから、ただその分で、差額で安くなるけれども、実際に中身を見ると、維持管理費と点検委託のところは2000万円増えているわけだから、何が得で何が損なのかが、ちょっと分かりづらいというか、そちらの意図がなかなかのみ込めないところもあるし、課長もおっしゃっていただけれども、1900万幾ら差額になるというけれども、2085万7000円ぐらい削減になるのかなと、単純に歳出を見ると。

だから、その辺の言葉の整合性もありますし、もちろん、経費を抑えていただくところは、財源的にも非常にありがたいことなんでしょうけれども、かといって、またプロポーザルで選定していくわけですから、そこにこの職員給与が入ってきて、会計年度任用職員を使うことでもなく、センター長プラス職員、1000万円程度の人件費というお話もありましたから、変える理由があまり伝わらないというか、もちろん、変えるからには財源的にもコストが抑えられて、なおかつ現状事務、ないし、そういったものが維持できるということがもちろんベターなんでしょうけれども、何かその辺をもう少し、もちろん比較表がついているのは分かるんですけれども、その辺をもう少し分かりやすく、臨時会でしたっけ、補正予算というお話もありましたけれども、告示日が令和7年1月31日ですよ。そこに向けての、もう少し分かりやすい資料にしてもらえたほうがいいかなと思うんですけれども、いかがですか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

申し訳ございませんでした。比較表ですと、内容的に金額の、最終的な金額の差というのは、ご理解いただけるかなと思って作成はしたんですけれども、内部の細かい部分で、例えば委託費につきましても、今回、トレーニングルームのほうを委託するという形で見込んでいる部分とか、あとはそのほかに維持管理の部分とかが複雑になってしまい、分かりづらいというご意見だと思いますので、詳細な部分での対比はできますので、できれば、全員協議会時にでも説明させていただいて、資料を出したほうがいいと……

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時24分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前10時29分]

ほかにごいませんか。

○櫻井繁行委員

そうは言っても、令和7年4月、令和7年度、また委託事業者をしっかりと選定して、プロポーザルでやっていくというお話があったんですけれども、その入札がどのような形で、また契約内容がどういふふうになっていくのかというのを、ちょっとお伺いしたいんですが。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

委託としましては、トレーニングルームの委託を一括して行うよう選考する必要があると思いますので、令和7年2月の市議会臨時会のときに、その3年分の委託としまして債務負担行為を提出させていただきたいと思っています。そちらのほうで進められれば、プロポーザルにおきましてその委託業者の選定を行いまして、4月からその業務を委託する予定でございます。

比較表の内容につきましては、指定管理で実際5590万円ほど委託料を出してしましまして、それに対しまして、令和7年度実施したときにどのくらいの差かという話ですけれども、やはり市の人件費分とかというところも、記載されてございませんので、そういうところも見積もりまして、再度詳細な資料を提出させていただきたいと考えております。

○櫻井繁行委員

すみません、最後に、3年分の委託契約、先ほどちょっと一回お話しいただいたんですけれども、もう一度教えていただいてよろしいですか。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

トレーニングルームの部分に関しましての委託でございますけれども、一応、単年度ではなく、3年間の委託として考えてございます。理由としましては、事業者側の話ですけれども、トレーニング機器というのは、もともと自社で持っているようなものではなく、リースで借りているところがほとんどということですが、そのリースというのが、なかなか1年、単年でのリースが難しいという話ですので、最低で3年ということだったので、そちらの期間で設定させていただきました。

○櫻井繁行委員

金額。

○保健福祉部理事（川原場宗徳君）

失礼しました。金額につきましては、単年度で2200万円ほど見積もっているところでございます。

○櫻井繁行委員

単年度でね。ありがとうございました。

○久松公生委員長

そのほか、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

暫時休憩します。

[午前10時37分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午前10時38分]

次に、(3) 令和6年度かすみがうら市エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援給付金についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

おはようございます。

令和6年度かすみがうら市エネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援金につきましては、社会福祉課山口課長から説明させます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

それでは、社会福祉課山口から説明させていただきます。

令和6年度かすみがうら市エネルギー・食料品価格等物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援給付金について説明させていただきます。

まず、給付金の概要としまして、令和6年11月22日閣議決定しました、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の一環としまして、電力・ガスをはじめ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、軽減するため、低所得世帯支援として、住民税非課税世帯等を対象とした1世帯当たり3万円を給付し、当該世帯において3万円としまして、当該世帯において18歳以下の児童がいる場合には子育て世帯支援として、子ども加算、児童1人当たり2万円の給付を行います。

昨年7月に実施しました、令和6年度に新たに住民税非課税世帯となった1世帯当たり10万円、当該世帯への子ども加算、児童1人当たり5万円給付に続く、令和6年度の給付事業となります。

次に、給付対象見込数につきましては、過去の給付金事業の住民税非課税世帯、支給実績世帯数から4,000世帯、同じく子ども加算、支給実績数から500人と見込みまして、予算見込額、住民税非課税世帯4,000世帯掛ける3万円で1億2000万円と、当該世帯の子ども加算、500人掛ける2万円で1000万円の事業費合計1億3000万円に、電算システム改修委託費などの事務費191万6000円を合わせまして、1億3191万6000円でございます。

財源につきましては、令和6年11月22日に閣議決定しました、国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用します。国庫補助金10分の10でございます。

給付に係るスケジュール案でございますが、今月下旬から3月上旬に給付に係る準備作業に取り組みまして、令和7年2月7日に開催予定されます令和7年第1回臨時会にて本給付事業に要する補正予算を上程し、2月下旬頃にシステム改修作業を行い、3月上旬から対象となる住民税非課税世帯宛て通知等の発送手続を行い、3月下旬から6月末まで申請受付期間としまして、4月上旬から支給開始と進めていく予定でございます。

なお、本給付事業においては、今後のスケジュールにおいて繰越事業となりますことを申し添えさせていただきます。

説明については以上でございます。よろしく申し上げます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言お願いいたします。

○櫻井繁行委員

これ、課長、国の交付金活用で10分の10というお話でしたけれども、やはり茨城県の44市町村全てで、

やはりこの、物価高騰に対するある程度の支援金という形を取っていく手はずになるんですかね。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井委員からご質問ありました内容についてお答えします。

県内44市町村、全市町村このような形で対応していくようでございます。

○櫻井繁行委員

分かりました。

そうすると、やはり自治体ごとに申請とか支給の手続の早い遅いなんていう話に絶対なってくると思うし、幸い、かすみがうら市はよく給付金なんか早いほうだなんで、よく、土浦市が1週間かかるみたいな、ちょっとお話よく聞くんですけども、また、困っている方にしっかり支援金として届くように、支給がされるように迅速に対応いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○社会福祉課長（山口浩史君）

櫻井委員の質問にお答えします。

もう既に、この給付金事業、何回も実施していますので、今回の給付金につきましては、既に過去に非課税ということで、実際、今回、令和6年度の非課税世帯が対象になっていますので、もう既に世帯については昨年の12月13日現在を基準日としてデータを抽出しますので、そういう点では、過去に給付金を受けている方に対しましては、口座等が把握できていますので、極力そういう方と突き合わせまして、プッシュ型で給付して、迅速に支給を対応していきたいと考えています。

○櫻井繁行委員

よろしくお願いします。

○久松公生委員長

そのほか、ご質問等ございませんか。

○設楽健夫副委員長

これ、3月上旬に申請書等を公共施設等に設置とありますけれども、受付期間が6月末ですね。給付が4月上旬というふうになりますけれども、これ、申請書を、申請し忘れた人、あるいはそういう人たちの救済策というのはどういうふうになっていますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長の質問にお答えします。

その対象者で、書類等、申請書の確認書等をお送りして、返ってこない方に関しましては、過去の給付金も同様ですけれども、特に催告等は、直接個人宛てには実施していなくて、あくまでも市のホームページ、あとは市の広報誌を通して、申請はお済みですかということで周知をさせていただいているような状況でございます。

○設楽健夫副委員長

6月末までに、実際、忘れたとか漏れがあったと申請があった場合には、どういう措置になりますか。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長の質問にお答えします。

6月末までに申請があった方に関しましては、6月末を過ぎても振込の手続は、事務側の私たち側の手続上ですので、当然給付の対象となります。また、不備があった場合の対応ですけれども、6月30日前に、締切日前に申請書が届きまして、うちのほうで書類を確認した際に不備があった場合には、6月30日を過ぎても、その対象者の方とのやり取りがありますので、そういう点では支給対象としているような、今までの経過がございます。

○設楽健夫副委員長

私が聞いているのは、6月末過ぎた後に気がついて申請した人への救済策ということ聞いた。

○社会福祉課長（山口浩史君）

大変失礼しました。設楽副委員長の質問にお答えします。

6月30日を過ぎて申請があった方に関しましては、今までの給付金同様、もう申請締切りということで、対応をさせていただきたいと考えております。

○設楽健夫副委員長

これ、生活困窮者に対する給付金とか、そういうのありますけれども、前は区長だとかそういう者を通しての通知だったけれども、それが届いていない。給付が始まってから、あれ、そういう給付があるんですかという問合せがあって、申請したところ、もう締切りが過ぎているんで、救済策はありませんというふうな形だったんですけれども、これはやはり、こういう困っている人たちの、住民税の非課税世帯とか、子ども加算とか、そういう人たちに対する給付ですから、その辺は今度、救済策もやはりある程度検討しておく必要があると思うんです。締切りが過ぎたからもうだめですよ、切り捨てるといういうんではなくて、その辺はちょっと検討をお願いしたいと思うんです。

○社会福祉課長（山口浩史君）

設楽副委員長の質問にお答えします。

先ほど説明したように、締切り以後の申請につきましては対象外としていましたけれども、私どもで今後、近隣市町村、また県内の市町村にも確認をしつつ、その救済措置という部分では、締切日を設けないとずるずるいってしまうということもありますので、そういう点につきましては、今ご意見いただきました内容を、近隣市町村、また県内の市町村に確認しつつ、対応策を考えていきたいと思っております。

○久松公生委員長

そのほか、質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ご質問ないので、本件を終結いたします。

次に、（４）手話言語条例（案）制定に伴う意見公募の結果についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

本件につきましても、社会福祉課山口課長より説明をさせます。

○社会福祉課長（山口浩史君）

引き続き、社会福祉課山口から説明させていただきます。

かすみがうら市手話言語条例（案）制定に伴う意見公募の結果について説明させていただきます。

お手元の資料が、今回意見公募を実施した内容となっております。

今回の意見公募の趣旨としましては、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使いやすい環境を整備するため、かすみがうら市手話言語条例（案）を制定し、聾者を含む全ての人がお互いを支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すために条例を制定し、条例（案）について市民の皆さんに公表し、意見の募集を行いました。

公表資料としましては、さきに、昨年11月12日に文教厚生委員会で説明させていただきました条例（案）及び条例（案）に係る逐条解説を公表させていただきました。

公表の閲覧場所としましては、本市のホームページをはじめとし、当課、社会福祉課及び霞ヶ浦庁舎

の情報政策課、あとは中央出張所にて実施しまして、意見公募の期間は昨年11月25日から12月9日までの2週間を設けました。

意見の募集の対象者でございますけれども、本市在住、在勤、在学する方、また本市に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他団体、またこの案件に利害関係のある個人または団体の方々に意見の募集をかけました。

実施結果としまして、2週間の募集期間とその条例（案）及び逐条解説を市内公共施設に設置しましたが、意見については特にありませんでした。

今後の予定につきましては、令和7年2月27日開会予定の令和7年かすみがうら市議会第1回定例会へ上程し、令和7年4月1日施行を予定しております。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久松公生委員長

ないようですので、本件を終結いたします。

次に、（5）かすみがうらいいきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）の改定についてを議題といたします。

説明を求めます。なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○保健福祉部長（羽成英明君）

こちら、かすみがうら市いきいき長寿プランの改定については、電子的な資料もございますが、紙の資料を改めてお配りいたしまして、その上で越渡課長から説明をさせていただきます。

○久松公生委員長

書類の配布をお願いいたします。

暫時休憩します。 [午前10時49分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前10時50分]

説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

それでは、ご説明いたします。

かすみがうら市いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）の改定についてご説明いたします。

初めに、介護保険特別会計決算（見込額）、A4横長で3つの表が記載されている資料となります。

一番上の表ですが、何も対策を講じないケースを想定したものでして、最終年度の令和8年度は3354万2000円の不足となります。

その対策として、下2つの表を記載しております。

真ん中の表、①試算、保険料の見直し案では、介護保険料を500円引き上げまして6,100円とする内容でございます。

そして一番下、②試算、保険料を見直しせずに、第9期計画最終年度に財政安定化基金を借り入れる案でございます。最終年度の令和8年度に3400万円を茨城県財政安定化基金から借り入れる内容でござ

います。借入れは次期計画期間から返済となりますので、借入れという負担を後年度に先送りする形となることを考慮しますと、①試算、保険料の見直し案で進めたいと考えております。

次に、介護保険特別会計保険給付費（決算（見込）額、計画額）、A4横長、赤と青の折れ線グラフの資料についてご説明をいたします。

こちらの資料は、平成27年から令和8年までの赤線の計画額と青線の決算額を示したものになります。

ご覧のとおりではございますが、決算額は平成30年度から毎年度3%程度の上昇が続いております。令和4年は減少いたしました、令和5年は4.8%増となっております。令和6年度も4%台の上昇となっているのが現状でございます。しかし、第9期計画額では、令和6年度で0.7%の減少、令和7年度、令和8年度も1.5%、1.4%と低い伸び率で見込んでおりましたので、修正をいたした次第でございます。

修正後の計画額は、青い折れ線グラフの令和6年度、令和7年度、令和8年度、こちらが決算見込額として示している数字となります。こちらを計画額として改定してございます。

具体的には、配付資料のA3横長の大きい資料の、こちらは介護保険料の改定に伴いまして、計画額も改定しておりますが、見える化システムは活用しておりません。

○久松公生委員長

すみません、どこのことを言っているんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

介護保険料の改定の際には、本来、厚生労働省の見える化システムの通知データを活用しておりますが、今回の計画改定の数値データは、令和5年度の実績と令和6年度直近実績で求めた比率を、改定前の計画額の数値に乗じて算出しています。

先ほど説明した3か年度の計画額ですが、17ページ、後ろから2番目。こちらの左側、こちらが改定後の計画となっております。上から5段目の標準給付費見込額と、下から8段目の市町村特別給付費等の合計が、先ほど示した令和6年度から令和8年度までの青い折れ線グラフの決算見込額、同時にこちらの計画額となります。こういった部分を修正いたしまして、結論として、先ほども申し上げましたとおり、介護保険料を令和7年4月から500円ほど引き上げまして、月額6,100円に改定するものでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

○設楽健夫副委員長

今回の資料、この前の12月13日ですか、出した資料の後に、予算額等を含めた修正がありましたよね。16日となっていますけれども、この修正はどういう修正だったのか、ちょっと教えてもらえますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

16日というのは。

○設楽健夫副委員長

16日じゃなくて数字。13日に出した数字と、この16日というのは、今回の数字の修正額、修正の……

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時56分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時56分]

○介護長寿課長（越渡貴之君）

提出資料の数字については、特段変更はしておりません。

○設楽健夫副委員長

令和6年12月19日付で、私が介護長寿課からもらったんですけれども、そのときに、歳出のほうの平成30年度からの資料をもらいましたけれども、そのときの修正が入っていましたよね。あれと、令和6年度の修正が、当初が37億円だったのに対して、修正値は38億円になっていましたよね。これはどういう経緯でこの修正をしましたか。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前10時58分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前10時59分]

説明を求めます。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今日配付した資料ではないんですけれども、令和6年度の当初予算のほうの記載が間違っていたので、そちらを修正した発言となります。

○設楽健夫副委員長

そのときの修正値が38億2300万円ちょっとですよ。今日提出しているのは38億6100万円、また変わっていますよね。精査をしてもらえればいいんですけれども、それがどういうところを精査して、こういう変更が出てきているのか。予算額の話ですから。その修正理由とといいますか、修正項目が分かればいいんです。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今日提出している資料ではございませんので、委員の皆様方には、ご覧いただけていないかと思うんですけれども、3段の表、最初に説明しました3段の表については、従前より変更はございません。

○久松公生委員長

よろしいですか。今の答弁で大丈夫ですか。

○設楽健夫副委員長

出してもらえればいいです。

この令和6年12月13日に出されてきたもの、あるいは12月19日に出されてきたもの、今日は1月16日付で出されてきたもの、この数値が一緒であればいいんですけれども、これが変わってきている内容がありますから、その辺はどこがどういうふうに変ったのかというものを出示してもらえればいいです。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

一緒ではありますが、変更はしておりません。

○久松公生委員長

変更はしていません。

暫時休憩します。 [午前11時02分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午前11時03分]

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今日提出した資料ではございませんが、改めまして、別資料、中身確認しまして、皆様に提出させていただきます。

○久松公生委員長

そのほか。

○設楽健夫副委員長

このA4の2枚目、令和6年度から令和7年度の数字が、決算見込額ということで出されてきていますよね。それに、これは恐らく、試算値ということで出したものだと思うんですけども、この令和5年度から令和6年度に決算見込額が上がっていますよね、急激に。幾らですか、これ、34億円、1億円ぐらい上がっているんですか、1億円ちょっと上がっていますよね。その後、令和7年度も上がっていますよね。それは直線で上げていますよね。

要は、令和5年度、令和6年度がこれだけ決算見込額が上がった理由は、前の話では在宅介護の費用が上がったと、その他もあるんでしょうけれども、主要にはそれで、それは新型コロナウイルス感染症によって、コロナ禍に在宅介護の費用が伸びなかったと。コロナ禍が収束していくのにしたがって、令和6年度にはこれが上がったという説明を受けたと思いますけれども、これはその説明でいいんですか。令和5年度から令和6年度にこれだけ、令和6年度のこれは、もうほぼ決算数値ですよ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そちらの伸び率の上限なんですけど、1億3000万円から1億4000万円程度伸びていく計算になるんですけども、前年度、令和5年度と比較しますと、令和6年度も現在保険給付費全体で4.6%程度上昇しております。先ほど設楽副委員長からご指摘があった在宅系という居宅介護サービスの部分、こちらが大きく伸びている現状がございます。アフターコロナというところの影響もあったことも要因かなと考えております。

そして、令和7年度、令和8年度、こちらのほうも伸びておりますのは、団塊の世代の方が75歳に突入するというので、これからなお一層の伸びが想定されるのかなと考えております。少なくとも、減っていくとか、そういうことはなかなか想定するのは難しいのかなと、現状から見ますと、そういう考えでございます。

○設楽健夫副委員長

今回のこれを見ると、基金を1億円ためるために、令和7年度、令和8年度に強引に上げているような、そういうふうな数値かなと自分は見ているんです。

それで、この1ページ、A3の1ページの中に、地域包括ケア「見える化」システムとありますよね。これ、ホームページもアップされているものですけども、ちょっと2つほど質問しますけれども、第7期と第8期、下げていますよね。下けているよね。これは見える化システムで出されてきた数値ですか。それともここで調整した数値ですか。厚生労働省のほうの次の3年間計画は、基本的には固定ということで、見える化システムで出していきますね。その見える化システムで出してきた数字で、100円下げてもいいですよという数字だったんですか。それとも、こちらのほうで100円下げた数字に持っていた数字なんですか。それ、どちらですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

見える化システムを使って100円下げたのかどうかということについては、ちょっとこの場ではちょっとはっきりしませんので、お答えができません。

○設楽健夫副委員長

通常は、今までの経過を見ると、その見える化システム導入で全国的に数値を見えていますけれども、一月ごとに入力をしていって、それで、例えば在宅介護はどのぐらい、この後ろにも資料出てきますけれども、見える化システムで、その次年度の予算数値が出てきますよね、次の。それは恐らく資料として、部のほうで、担当課のほうでも見える化システムの数字がこれ。そして今回の100円下げた数字が

見える化システムより下がっているのか、上がっているのかというのは分かると思いますので、それはちょっと提示してもらいたい。それが1つ。

もう1つ、令和7年度と令和8年度の数字出ていますね。これは見える化システムが、この前聞いたときには、今の段階では稼働していないというふうな説明があったんですけども、この令和7年度、令和8年度は、いわゆる厚生労働省が出している見える化システムで出されてきた数値とは違いますね。その数値の、ここのいわゆる令和7年度と令和8年度で一次方程式型でぐーっと上がってきていますけれども、これが果たしてそういう数字なのかどうかということは、どこを見ればその根拠が分かりますか。2つ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

最初に見える化システムを利用したときのデータというのが、あるかどうか、分からないので、それは確認します。

そして、決算見込額なんですけれども、通常、改定の年になりますと、見える化システムの改定に必要な機能が稼働してまして、それによって計画、3年間の予測数値が出るわけなんですけれども、今回の場合には、改定の年ではございませんので、こちらで見込んだ数字となっております。

先ほどもご説明いたしましたけれども、アフターコロナで居宅介護サービスのほうが大きく伸びている、保険給付費全体でも大きく伸びていると、そういったところ、それと団塊の世代、そういう増加要因がございますので、見込みが計画値として伸ばしているということでございます。

○設楽健夫副委員長

第9期を決めるときに出てきていた見える化システムの、いわゆる金額、これは幾らだったのですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

こちら、基金を使わないで6,300円だったと記憶しています。

○設楽健夫副委員長

ちょっと待って。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午前11時12分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時17分]

○設楽健夫副委員長

ということは、我々に提出された第9期、令和6年度、令和8年度、この金額が5,600円でしたよね。それは見える化システムでは6,300円の数値が出ていたということなんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

その金額が出ていたんですけども、基金を繰り入れて運営していくと、5,600円という数字になったものですから、6,300円ではなく5,600円に下げて提示していました。

○設楽健夫副委員長

先ほど要請しましたけれども、第7期が5,300円で、第8期が5,200円、100円ずつ下げていると、このときの、だから見える化システムの、厚生労働省が出してきている見える化システムの数値は幾らであったのか、それも含めて出してもらえばいいんですけども、この第9期5,600円という数字は、基金こちらで算定した数字だったということですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

保険料上昇抑制というところで、基金を繰り入れての介護保険料ベース額5,600円ということになり

ます。

○設楽健夫副委員長

ということは、令和6年度の、令和4年度の国返還金が六千幾らだっけ、6900万円……

[「6000万円」と呼ぶ者あり]

○設楽健夫副委員長

6000万円を返す時期が、令和6年度の出納凍結期に実施されたというふうに言っていましたよね。これ、だから凍結期というのは3月ですね。それを見過ごしていたということで、基金が足りなくなったという説明だったんですよね。だから、当初、この6000万円を見過ごしていたと、それで算出をしたがために、基金がそういう意味では、結果としては6000万円ほど残る予定だったのが残らなくなってしまった。この期の途中で、令和7年度と8年度度に1年間5000億円ずつ積み立てて、1億円の基金をつくるんですよというのが今回の提案ですよね。質問です。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

基金ありきというところでの上昇、引上げではございませんが、また別の考え方としては、基金がなくてはなかなか運営ができないというような現状もございます。

今日配付しました資料にもございますが、ほかの市町村を見ますと、3億円、4億円、多いところでは10億円以上、そういったところで基金を積み立てております。

厚生労働省のほうでも、一定以上の基金を積み上げることにしまして、保険料改定の際には上昇抑制に取り崩すということをやっているわけですが、3年間、会計を運営するには、やはり基金からの繰入れも必要となります。それは、介護保険特別会計が、負担割合が明確に決まっておりますので、一般会計から、不足したからといって繰り入れることは、できませんので、そういったところで重要になってくるのが基金となります。そちらのほうの積立ても一定程度は必要かなと考えております。

○設楽健夫副委員長

この基金は、ほかの市町村、その資料見ても、例えば第4期、第5期、第6期、第7期と、こう続いているわけですから、その規模、積み上げるたびにためてきたお金ですよね。それを、かすみがうら市は令和6年度に失念していたということで、なくなってしまったから、その期の途中で値上げを令和7年度、令和8年度と5000億円ずつためていくと、これは本来はやってはいけないことですよね。期の予算を途中で変えるということは、本来はやってはいけないことですよね。それをあえてやると。そこをちょっと確認したいんですけれども。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

介護保険料の改定ですが、通常3年に一度、全国一斉で行われますけれども、厚生労働省のほうにも確認しておりますが、そのタイミングで行う、途中で改定しても特に大丈夫であることは確認しております。

○設楽健夫副委員長

茨城県の中で、期の途中で改定したところはあるですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

期の途中で改定したところは、県内ではございません。

○設楽健夫副委員長

全国では何か所ぐらいあるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

全国で引上げ改定としたところは1か所です。

○設楽健夫副委員長

それで、期の途中で改定しなくて済むように、県は安定化基金をつくっていますよね。見込み違いが発生した場合には、その基金で運用していくということを定めて、今、県で預かっている基金は幾らぐらいあるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

県の財政安定化基金は18億円と確認しております。

○設楽健夫副委員長

その18億円の安定化基金を活用することはできるんですね。だから案の2で3400万円ですか、足りなくなったときにはこの3400万円で見ながら第10期に入っていくということもできるということですよ。そういう意味では、この安定化基金18億円は、こういうときのために、かすみがうら市でも、今は積み立てていないと思いますけれども、資料見ると、過去でも積み立てているんですね。そのお金を積み立てて、この機会にも活用して、第10期の予算、これは見える化システムも全部入ってきますから、そこで精査をしながら第10期に入っていくということもできるわけですよ。そのときに、この前も、ここにも書いてありますけれども、第10期で、例えば、足りなくなった分は第10期で返還していくと、3400万円を、ここで言うなれば返還していくわけですね。それプラス基金の積上げという意味で想定することは、これは第10期に入るときの見える化システムを見ればはっきり分かると思いますけれども、そういう精査をしながら進めていくべきだと私は思うんですけども、ここで500円上げたとして、第10期はどうなるんですか。上げないんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

第10期ですが、こちらの改定の際には、介護保険のサービス利用、こちらの増加、そして介護職の報酬改定、処遇改善分、そのほか、借りた場合の財政安定化基金の返済分、こういったところを見込んでいきますと、上げないとは言い切れないと思います。

財政安定化基金を借りますと、返済分は必ず発生します。その分は上げていく形にはなるかと思います。

○設楽健夫副委員長

この安定化基金の中で、「ただし、基金が底をつく状態となるため、見込み以上に給付費が増加した場合では対応することはできない」というふうに書いてありますけれども、これは誤りですよ。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

借入れは財政安定化基金から借り入れて、第9期が終えたときに第10期から返済が始まるわけですが、先ほど申しましたとおり、サービス利用の増加分、介護報酬改定分等が介護保険料改定に引上げ増加分というんですか、そこが乗ってくると思います。

ただ、その分だけではなくて、今度は3年間の運営に必要な部分、余裕部分も必要になってくるのかなと考えております。ほかの市町村ですと、基金に3億円、4億円の積立てがありますので、それを年度ごとに繰り入れて運営していけますけれども、現状、今のまま借り入れて、サービス利用料が改定の際に増加していったり、介護職の報酬改定があつたりすると、かなりの金額が増加になると思います。

現に、こちら直接参考になるかどうか分かりませんが、兵庫県の伊丹市では、基金が底をついて、第9期で2,000円引き上げています。ですから、ある程度基金がないと会計の運営は成り立たないというのが現状なのかなと思います。

○設楽健夫副委員長

今回の想定値の1億円をためるための、令和7年度、令和8年度の事業見込額、これもこちらで決め

た数字、これ、第10期の予算立てのときには、見える化システムで出てきますよね。そういう意味では、その見える化システムを活用して、そして判断をしていく。今回、令和7年度、令和8年度の決算見込額で見ると、基金から3400万円の借入れをする必要性が出てくるかもしれないというふうに出ているわけですから、そういう意味では、いわゆる茨城県でもやったことがない、途中で上げるということについては、見ながら、そしてこの安定化基金を活用する場合があった場合には活用すると、第10期の段階でどのような想定額が出るのかという見える化システムを活用しながら、そしてまた基金のほうについては、何年計画で今後第10期、第11期というふうに積み上げていくのかということ、私は想定すべきかなと。これも後で議会で決めるんでしょうけれども、自分はそういうふうにして、この2年間で精査をしていって、今までの見える化システムを活用したりしている、今までの経過のもう一回、それこそ精査をしながら、第10期に向けて、そしてそこからまた新たに、ほかの市町村がやっているように、年間2000億円ためるとか1000億円ためるとかということで第10期、第11期というふうに、県のほうの安定化基金もあるわけですから、そういうふうに軟着陸していったほうが、私はいいのかなと思うんですけども、最後に意見です。

○保健福祉部長（羽成英明君）

設楽副委員長から言われたところについては、今回の資料でもお示ししていますとおり、今の介護保険の状況からいたしますと、基金残高も危ない状況で、運営も厳しいという状況というのはまず把握しました。

それで、こちらの案としては、一方では、保険料の改定をしましょう、あとは、もう一方では、設楽副委員長が言われたように、基金の借入れという方法もございます。その事案については、方法としては二通りあるかなと考えております。

ただ、こちら側の執行部サイドといたしましては、改定できるのであれば改定をして、残りの第9期、次の第10期についても、例えばその段階でまた保険料を見直すとか、そういうことにならないように、期別になるような形で、前もって対応したほうがいいんじゃないかという判断の下で令和7年度、令和8年度の改定をお願いしていると考えていますよ、というような状況でございますので、こちらとしてはそういう、事前に策を持ちながら対応していきたいという考えでございます。

○櫻井繁行委員

ちょっと関連ですけれども、先ほど話題に上がっている県の財政安定化基金の借入れの問題なんですけれども、これというのは、先ほど18億円ほどあるという話もあったんですが、県内の自治体で活用されている例なんていうのはあるんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

直近では、活用している団体はありません。

○櫻井繁行委員

今日、ちょうど資料をお示ししていただいて、確かに、どこの自治体がある程度基金って蓄えていて、例えばかすみがうら市、やはり何となく財源的に厳しいのかなというのは、この一例の資料ですけれども、思っているところなんです、今までその基金の借入れというのはどこも活用していないというのは、何か制度設計上、何か問題があったりとか、するところというものはあるんですか、その辺、返済の過程上とか、その辺は何か捉えているとかありますか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

借入れをしていない理由は分からないんですけれども、先ほどから繰り返しの説明になってしまうんですけれども、介護保険特別会計は法定で負担割合が決まっていますので、単に不足したからといって、

一般会計から不足分を自由に充当できるものではございませんので、運営に当たっては、慎重に、そういった借入れとか不足にならないように運営していると考えております。

○櫻井繁行委員

その返済というのは必ず始まるわけじゃないですか。結局、私もあと15年たてば65歳ですから、介護保険、お世話になるようになると思うんですが、そういったところで、その借入れをした対象者にプラス単年度で、言い方はあれだけでも、関係のない方まで、今度その対象で返済の料金が上乗せされていくような、この借入れを選択した場合、そういったことがあって、不公平感が多少生まれると。相互扶助、もちろん考え方なんでしょうけれども、ただ、そういった考えもあって、借入れって、自治体を、もちろん基金皆さんあるんでしょうけれども、何か手をつけづらいようなところもあったのかなと思うんですが、そういったところを、ちょっと説明していただければなと思ったんですが。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

今櫻井委員のおっしゃったとおり、返済が始まるのは第10期からになります。新たに65歳をその第10期で迎えられた方につきましては、第9期分の負担を負うような形にはなるのかなと思います。

○櫻井繁行委員

保険料を見直すか、基金を借り入れて現状維持しながら、この部長おっしゃる二者から選択することになると思うんですけれども、新たにこの決算額見込みですけれども、前年度比の伸び率、ずっと4%で直線で上げていくという、そういうふうにいただいたんですけれども、この4%の伸び率というのは、ある程度エビデンスみたいなものというのは持ち合わせているんですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

令和3年度から令和6年度、現状での伸び率の平均として出しております。

○櫻井繁行委員

見込みですか。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

そうです。

○櫻井繁行委員

あと、最後に、文教厚生委員会のほうでは何度もご説明いただいているところなんです、先ほど言った策定委員会のほうでも、料金見直しについてはもちろんご説明されていると思うんですが、策定委員会なんかではどういった意見が委員の皆様からあったのかと、ちょっとお伺いしたいんですが。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

特に策定委員会のほうでは、意見はございませんでした。

○櫻井繁行委員

それは、意見がないというのは、第9期の途中でまたさらに500円上げて、6,100円に保険料を見直すこともやむなしというような考え方の方が多いということなんです。

○介護長寿課長（越渡貴之君）

私どものほうで6,100円の案を説明させていただいて、こちらで進めたいということでお話ししまして、特に策定委員会では、それに対するご意見についてはございませんでした。

一部の委員の方から、それについてのご意見はありましたけれども、全体としては6,100円というところで進めるということでご理解いただいたかなと考えております。

○櫻井繁行委員

僕は策定委員会のメンバーでなくて、文教厚生委員会の委員長と副委員長が出ていらっしゃると思う

んですが、何かもう少し策定委員会で、そんな値上げおかしいんじゃないか、みたいな意見が出るのかなというのは思ったので、あとはどういう形であれ、市民の皆様にしっかり理解をしていただくというところが一丁目一番地でしようから、しっかりエビデンスをもってしっかりと先を見通した料金見直しになるようにしていただきたいと思いますので、最後は私の意見ということで言わせていただきます。よろしくお願いします。

○設楽健夫副委員長

これ、文教厚生委員会で2つの案が出てきた。私も策定委員会の中では2つの案が出てきて、追加資料とかそういうものの請求もしている。話をしたわけですよ。でも、執行部のほうからは値上げ案しか説明しない。これは、ある意味では、検討していくというところで私はまとめるのかなと思ったんだけど、そうではないことで、ある意味での執行部案を、そういう意味ではごり押ししていく、そういうふうには私は憤慨していたんです、これは。実際、議会もかかっていくので、議案審査の特別委員会もかかっていくんでしょうけれども、そのときには、例えば安定化基金を使うというふうな人が多数いた場合には、策定委員会の人にまた説明しなくちゃいけない。急にこれ、会議の場にこの資料をぽんと出されても、ある意味では分からないですから。もっと言うならば、この市のほうの広報も、やはり正確な広報をしていってもらいたいなと私は思うんだけど、この前、これね、これこれ。介護保険料の中の財源ということで、公費50%、65歳以上の人が23%、40、64歳の方が27%というふうにあるんだ。ところが、公費は県が12.5%、市が12.5%、国は何か25%だけれども、実際は25%は出ていずに、先ほど言った介護保険料のほうの加算になっているわけですよ。そういうことも含めて、今回の見える化システムの問題も含めて、その辺の実際のデータをきちっと示して、我々にも、市民のほうにも、これはある意味では正確な数字じゃないですから、そういうことも含めて、運営のほうについては、本当の見えるようにして、そして丁寧に進めていくと。我々も今まで第8期、第9期と受けてきましたけれども、見える化システムの話なんて一言もなかったですから、そういう客観的な数字も、やはり今後きちっと提示して、そして着地点を見ていくというふうに、やはりしていっていただきたいと。じゃないと、期の途中で何回もこんなことが起きていったら、金が余ったから、じゃ、今度下げるんですよとかということだってあり得るわけですから、そういうことがないように、正確にマネジメントを、あと、公表数値についても正確な数字を、やはり提示していってもらいたいなと、これは要望です。

○久松公生委員長

じゃ、最後に、私、先ほど策定委員会の話出ましたが、私も議員として出させていただきました。たしか私の覚えているところでありまして、委員長がこういう案を執行部で説明して、いろんな議論があって、最後はその6,100円ということでどうですかという、たしか委員長がそういうふうな話で、最後終わったというふうな記憶がありますので、申し添えておきます。

そのほか、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

なければ、本件を終結いたします。

ここで部署を交代します。

暫時休憩いたします。 [午前11時43分]

○久松公生委員長

会議を再開いたします。 [午前11時44分]

ここで委員各位に申し上げます。

これからあります（６）霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設について及び（７）霞台厚生施設組合地域還元施設「みらい交流館」無料利用券の配布については、執行部より、関連があることから一括して説明したいとの申出がありましたので、執行部による一括での説明の後、質疑についても一括して行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、説明を求めます。なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民部長（廣原正則君）

それでは、説明をさせていただきます。

昨年から報告させていただいております霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設ですが、庁内において検討を重ねた結果、今後の方向性を決定しましたので、地域コミュニティ課から報告をするものです。

また、環境保全課からは、霞台厚生施設組合の地域還元施設「みらい交流館」の無料利用券を、65歳以上の方に対し令和7年度において配布しようと計画をしております。「みらい交流館」については、霞台厚生施設組合のごみ処理施設の還元施設であり、本市も構成市となっておりますが、本市民の利用が少ないことから、利用促進策として今回提案するものでございます。地域コミュニティ課と併せ、環境保全課から説明をさせていただきます。

最初に、地域コミュニティ課松延課長から説明いたします。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

ご説明申し上げます。

霞ヶ浦コミュニティセンター浴室施設につきましては、令和6年3月に福祉館運営協議会から「期限を区切って廃止していく判断が適正」と答申を受けております。また、同年4月には、壁面からの漏水により、安全な利用が担保できないとして休止としております。専門業者による調査で原因を特定した上で、修繕する場合の概算見積りも徴取したところでございます。

これらを踏まえ、庁内において慎重に検討を重ねた結果、今後の方向性を決定したので、ここに報告させていただくものです。

経過としましては、令和5年11月10日、市からかすみがうら市福祉館運営協議会への諮問、「かすみがうら市福祉館の今後のあり方について」の諮問に始まり、令和6年の3月8日には、申し上げたとおり、協議会より「期限を区切って廃止していく判断が適正」との答申がなされております。

その後、4月には壁面からの漏水が悪化し、当面の間、浴室の利用を休止とさせていただいております。

令和6年4月22日に文教厚生委員会において、漏水状況についてのご説明と現状も確認をいただいております。

8月19日には文教厚生委員会において中間報告、9月3日に市議会全員協議会において漏水調査結果の最終報告と併せて概算費用のほうもご説明をさせていただいております。

令和7年1月8日に市長、副市長との協議にて、これらコミュニティセンターの現状等を踏まえた上で、方向性を決定したものです。決定した方向性につきましては、次のページにございます。

今後の浴室施設の方向性についてでございます。

霞ヶ浦コミュニティセンターは、開館から26年が経過し、空調や照明、受変電設備等多くの設備で更新が必要となっており、今後は優先度の高いものから順次計画的に修繕・改修を行い、その機能を維持していかなければならないところでございます。

一方、浴室施設については、再開する場合の改修費用に加えて、使用料の改定を行ったとしてもランニングコストを埋めることは困難であり、恒常的に一般財源を投入することになります。また、利用状

況を見ても、65歳以上の市民の再利用が多くを占め、年間の実利用者は最大で全市民の5%程度と推計されるため、市民全体としての利用は限定的と言わざるを得ないものです。

これらの理由から、改修しての再開は残念ながら断念せざるを得ないと判断するものでございます。

3番目、今後の対応策についてでございます。

これまで、旧あじさい館が担ってきた浴室施設と、それから湯上がり、集会所、そういった憩いの場としての利用ニーズは、これは無視できないものでございます。これらを踏まえ、本市も加入する霞台厚生施設組合の地域還元施設「みらい交流館」の利用促進策を検討しているところでございます。

地域コミュニティ課からの説明は以上になります。

○環境保全課長（山口由晃君）

環境保全課からは、「みらい交流館」の無料利用券の配布についてご説明をさせていただきます。

まず、ごみ処理施設の地域還元施設である「みらい交流館」につきましては、浴室・ウオーキングプール・トレーニングスタジオなどを完備しておりまして、現在、指定管理者として株式会社スポーツプラザ山新が運営している状況でございます。

昨年度の利用者数ですけれども、表の一番下のところに記載をさせていただいておりますが、石岡市が1万5926人、小美玉市が1万1656人、かすみがうら市が1,184人、茨城町が208人、それ以外の利用者を含め、総利用者数が3万1373人となっております。1日約100人の利用がある状況でございます。

本市民の利用割合については約3.8%となっており、本市民のさらなる利用を促進し、あわせて先ほど地域コミュニティ課が説明しました霞ヶ浦コミュニティセンター浴室の対応策といたしまして、無料利用券を配布するものでございます。

配布内容につきましてですけれども、無料利用券につきましては、65歳以上の市民を対象に、令和7年度、1人につき2枚を配布するもので、四半期ごとに1枚利用できるものにするものでございます。

また、配布方法につきましてですけれども、令和7年8月か9月頃に、介護長寿課における介護保険料の案内に同封して郵送を予定しております。

なお、予算につきましては、令和7年度の当初予算に計上を予定しておりまして、内訳といたしましては、大人の利用料金が500円のため、65歳以上の市民へ2枚配布するとしていたしまして、1301万2000円、また、その利用券の印刷代として12万3200円、合わせて1313万5200円を予定しております。

なお、この内容につきましては、現在、霞台厚生施設組合と内容を調整しているところでございます。

○久松公生委員長

以上で説明が終わりました。

ご質問等ある方は、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○櫻井繁行委員

霞ヶ浦コミュニティセンターの浴室、実情を確認をさせていただきましたけれども、財源の問題で改修を行わないと。その代替案として「みらい交流館」の利用券無料配布とあるんですけれども、果たしてこれが本当に代替案として適切なのかなと非常に思っていて、皆さんいろいろご意見あるでしょうけれども、65歳以上の方に利用券2枚配ったからそれでいいのかという問題じゃ、ちょっとないような、一緒に関連するのが、本末転倒な気がしているんですが、率直な意見なんですけれども。ただ、もちろん配布をしていただいて、活用していただく方もいらっしゃると思いますが、1万3000名からいらっしゃる、その代わり、やはり利用率がなかなか伸びない感じがしているんです。何が言いたいかというと、65歳以上、1万3012名の方に500円掛ける2で無料券配りました、ただ、これ、利用実数へ予算計上という形になってくるのか、その確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○環境保全課長（山口由晃君）

予算の計上といたしましては、今回初めてやるもので、実際どれぐらいの利用があるかどうか分からない状況があります。そのため、一応、配布枚数100%で計上を予定しております。

○櫻井繁行委員

もちろん100%使えば1301万2000円ということなんでしょうけれども、今の利用実績見れば3.8%ですから、もう少し伸びると思うんですけども、例えばこれが1割ないし2割ということ想定できると思うんですが、その場合は、利用実績に対しての支出という形になるわけですね。お伺いします。

○環境保全課長（山口由晃君）

おっしゃるとおりでございます。

○櫻井繁行委員

そうすると、基本的に、まず固定費として印刷料の12万3200円かかって、郵送費に関しては介護保険料の同封なので、基本それで様子を見ながら、利用実績に向けて支出をしていくということの考え方でよろしいですね。

○環境保全課長（山口由晃君）

おっしゃるとおりでございます。郵送料は軽減するために介護保険と同封ということで考えております。

○櫻井繁行委員

分かりました。

○久松公生委員長

そのほか、何かございませんか。

○設楽健夫副委員長

随分乱暴な言い方だなと思うんだけど、一つは、これ、委員長が令和5年の11月10日、令和6年3月8日で、かすみがうら市福祉館の今後の在り方についてという、この福祉館協議会は当時あったんですよね。そのときのこの在り方についての内容についての感想でも何でも結構ですけども、どういう状況であったのか、ちょっと教えてもらえますか。

○久松公生委員長

細かいことはあれですが、そういう在り方について説明があって、今後どうしますかという中で、状況が老朽化しているというのと、皆さんの説明にあったように、あとは使っている人の、このパーセンテージとか年齢層とか、ある程度絞り込んだ、そういった資料も見させていただいて、委員の皆様で揉んだところなんですけど、どちらなのか、という話もちろんあって、当時の委員長等を含め、なかなか難しい、ある程度大がかりな修復というふうな、言い方をしたのかどうかあれですけども、そこには数字は出ていませんでしたけれども、見積りとかそういうのは。ただ、そういった意味でも、老朽化というのはすごく深刻な話であっての、たしかその委員会だったかなと思います。それで、すぐにやめるんじゃないか、というわけにいかないでしょうから、2年とか、ある程度の期間、長い期間をもって閉館しますというふうな方向がいいんじゃないかというふうな、たしかそういった話合いだったと、そういうふうにとめたような記憶がございます。

○櫻井繁行委員

全て閉館の方向なんですか。

○久松公生委員長

閉館って、それをやめるに当たっては、長い、1年じゃなくて2年、3年かけてやめていこうかなと

いうふうな方向で、たしか最後決まったような記憶がございます。

○設楽健夫副委員長

ありがとうございます。そういう話で、その後に漏れが発生したんですよ。それはすぐ止めたほうがいいんじゃないかと、私もそういう形で動きましたけれども、危ないからという話で、ここまできているんですけども、あと、乱暴だなというふうに先ほど言ったのは、ここに来ている改修費用の5億円、文教厚生委員会で数字を出してもらいましたよね。4000万円とたしか5000万円、応急手当てと全面改修5億円。その違いは何かといったときに、ボイラーの費用ですよ、基本的に。その費用が大きくあるんです。何回も要求しているんですが、概算値で積算書はないと。だから正確な数字を出してくれ。5億円なら5億円の費用の中で、当面運用していくとするならば、どことどこを直せば済むのかということもはっきりしてくるだろうという話を何回も言っているんですけども、その積算書も全く出てこずに、今回5億円以上かかるからやめますと。前回の話は、空調の工事とLEDの工事があるので、費用がかかるので、その後検討していきますという回答だったんです。それがここに来て、積算書も何も出てこずに、やめますと。ちょっと乱暴過ぎるんじゃないですか。代わりにみらい交流館の券を出しますと。これ、ちょっと乱暴過ぎると思いますけれども、その前に、やはり積算書を出して、きちっとやはり、これこれこういう理由でという、ここである5億円に加えて使用料というふうにありますけれども、その前に要望を出していた積算書を出してくれと、積算書も出てこない。それはどういう数字ですかと言ったら、ほかの施設でかかっているような概算で業者に出してもらったと。もう少し、やはり丁寧に事を進めてもらいたいというのが一つ。

もう一つは、ここで65歳以上の市民の再利用が多くを占めるというふうに言って、5%は全市民のに、今度変わるんですよ。65歳以上の人の何パーセントが利用しているのかを知りたいところですけども、何か、潰すために、やめるために、いろんな数字を出してきているような気がするんですよ。いかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

副委員長おっしゃっている積算につきましては、前回の質問の中でもご説明させていただいた内容でして、いわゆる今回調査にて出てきました概算費用につきましては、先ほどおっしゃっていたとおり、他の施設の状況、改修した際の状況、そういったものを踏まえての費用でございます。積算につきましては、これは設計ということになるかと思います。詳細を、改修に係る工事の詳細を設計にて積算していく形になりますので、その設計費用がさらにまたかかると。それにつきましては5000万円ほどかかるというふうに、その今回の調査にても出ておりますので、詳しい積算については、そこまでの費用をまたさらにかけていくというのも難しいということになります。そういった形になります。

○設楽健夫副委員長

この前の概算の資料を見せてもらったところを見れば、いわゆる配管の工事に、それで使えるようにするのに4000万円から5000万円ぐらいの金額でしたよね。ボイラーまで全部換えるんだというときには5億円ですか、それもボイラーの値段とその床下の配管、パイプ、それを足した値段が5億円というふうなあれですから、だから、ボイラーが使えている間は使えるということになるんですよ。長くボイラー止めておいたら、ボイラー自身もだめになってしまうと思いますけれども。それはいかがですか。

○地域コミュニティ課長（松延克彦君）

現在、ボイラーに関しましては、これは燃料費も、ボイラーたかとかかるというところでもありますので、浴室施設を休止している以上、毎日のようにボイラーをたかことはできないという考えで、ボイラーも一旦止めてございます。実際、そのボイラーを止めている間にも、再稼働させようとしたところ、

ちょっと着火しないというふうな現象も起きてきておりまして、そういったところにも踏まえると、やはりもうボイラー全体、給水施設全体にもう老朽化が進んでいて、ちょっとした期間が、休止の期間が空くだけで、再稼働がさらに難しくなっているというような状況もあります。

○設楽健夫副委員長

再検討を要望します。

○櫻井繁行委員

方向性の問題ですから、執行部の考えも分かるんですけども、やはり設楽副委員長の言うように、何かいかにも廃止ありきの数字実績になっちゃっているところが、やはり否めないところもあるので、もちろん財源もあって、現状もあって、できれば4000万円で直るんだったら直して、1年でも2年でも使わせてほしいという、それは市民の声もあると思うんですけども、千代田地区、霞ヶ浦地区じゃないですけども、なかなか千代田地区の人間が霞ヶ浦コミュニティセンターまで行くということは想定しづらいところもあるので、何となくその、行けるように、全体で5%だからという、何となくその数字的にも乱暴なところがあるし、じゃ、果たしてこの代替案で「みらい交流館」利用券出しますといっても、これも一般財源なんでしょうけれども、恐らく10%ぐらいの想定なのかもしれないですけども、130万円ぐらいするんだったら、うまく代替案でちょうどいいんじゃないかなという考え方も、何となく想定をしてしまうところがあるので、やはり、より丁寧な説明が必要だと思うので、これも意見になってしまいますけれども、それは文教厚生委員会だけじゃなくて、恐らく全員協議会ないしになってくれば、各委員の皆さんそれぞれ思いもあるでしょうから、やはり、それこそエビデンスですよ。しっかりした予算ないし財源ないし、そういったものを相対的に考えるというところの、やはり説明をしていただいて、最終的にはもちろん市長判断になるのかもしれませんが、そういったところを、より丁寧な説明があるといいなと思いますので、その点は私の意見というか要望をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市民部長（廣原正則君）

これにつきましては、今回説明させていただいた後に、令和7年1月31日に開催されます全員協議会の中でも説明をさせていただきたいと思います。

委員のご指摘のとおり、丁寧な説明をさせていただいて、できれば納得いただいた上で、このような形にさせていただきたいと思っております。

○久松公生委員長

ちょっともう一つ、先ほど設楽副委員長より、福祉館運営協議会の話で委員長で出席して、という話だったんですが、この経過のところ、令和6年3月8日に、浴室施設について期限を区切って廃止という判断は適切と答申が出される、とあると思いますが、これってたしか、もう一回繰り返すわけじゃないんですけども、方向性的に閉館するという内容で、いつまでにやりますよというのをお示しして、お風呂はそれまで続けるというふうな、当時判断だったと思うんですが、それから実際は次の月に、ちょっとだめになっちゃって。

○久松公生委員長

暫時休憩します。 [午後 0時07分]

○久松公生委員長

会議を再開します。 [午後 0時08分]

福祉館の運営協議会なので、福祉館、施設というのは、福祉館運営協議会の内容は、浴室施設の部分がだったので、それに対しての今回協議会だったんですが、その中で、この令和6年3月8日の、区切

って廃止という判断は適切、その当時の答申は、老朽化してもうままならない、いつ壊れるか分からないというような説明がありながら、あとはもう一回値段を改正しよう、あとはこのパーセンテージとか、いろんなお示しになった中で、じゃ、取りあえず、今後はだんだん浴室施設を閉館していくような方向で、長いスパンをもって、期限をもって廃止という方向性がいいんじゃないかという答申だったのかなと、私は、今思い出してというか、そういうふうな方向だと思うんですが、実際は、その翌月に漏水が見られて中止になっちゃったので、本当、そういう市民に、そういう期間をもって廃止していくという内容の意見も出せずに、いきなり中止になってしまったので、そういう説明がないまま今にきているので、やはり、何らか、その福祉館の協議会の答申ありきではない、それで責めるのは、それが今回のこういうふうになるというのは、ちょっと少し違うところもあるのかなとは感じています。

ただ、櫻井委員からもあったし、設楽副委員長もあったけれども、やはり丁寧な説明とか、そういうのがやはりなければ、ちょっといけないのかなというのがありますので、この辺は付け加えさせていただきます。

そのほか、ございませんか。

○小倉 博委員

私も、設楽副委員長の意見じゃないですけども、再検討してほしいという気持ちがあって、この施設ができた頃の当時のコミュニティーづくりというのはどうであったのかなということを思い出しながら、やはり、その当時は裸の付き合いという言葉もあったんだよね。コミュニティーというのは、その頃は第一次産業ですから、農業とかそういう地元に働く人、地元で生活していることが多くて、そういう中で、雨が降ったら、あそこで一旦遊んで、みんなと楽しく過ごそうかな、なんていう文化もあったと思うんですよ。

今の現代の中での、この状況を見ると、やはり一つのたまり場的な要素として、これからのコミュニティーをつくるときに、そういう施設も必要じゃないかなとはいつも思っているんですけども、利用者が少ないというよりは、そういう方向性を、市のほうで、人づくりじゃないですけども、もうそういうつもりで考えるんだったら、ひとつもう一回地域の人に意見を聞いてほしいかなという気持ちでいます。ですから再検討を要望します。

○久松公生委員長

答弁求めますか。

○小倉 博委員

答弁も、要望として。

○市民部長（廣原正則君）

これまで旧あじさい館が担ってきた憩いの場というのは、非常にニーズがあったということもありまして、重視すべきところであると考えております。

ただ、前からお伝えしていますとおり、利用率の問題でありますとか、ランニングコストの問題、そして直すときに非常に多額のお金がかかるということもございまして、霞ヶ浦コミュニティセンターも26年が経過した中で、その施設というのは必ず維持していく必要がございます。空調ですとか照明ですとか重要な設備、そういったことも今後、更新計画をもって改修していく必要がございます。そんな中でのお風呂の問題につきましては、非常に厳しいところではございましたけれども、今回、そういうふうな形で断念せざるを得ないというような回答でございましたので、ご了解、ご理解いただければと考えてございます。

○久松公生委員長

そのほか、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご質問等ないようですので、本件を終結いたします。

ここで執行部の方には退席をお願いいたします。

○久松公生委員長

暫時休憩いたします。

[午後 0時13分]

○久松公生委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 0時13分]

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ないようですので、ここでお諮りします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

それでは、ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

最後、ちょっと私のほうから、本日で恐らく文教厚生委員会のこの委員のメンバーでの開催は最後かと思われま。皆さんのご理解ご協力の下、委員長職を2年間やらせていただきまして、本当に感謝申し上げます。

[「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり]

○久松公生委員長

以上で、今後も文教厚生委員、そしてまた、どこになっても、やはり同じ課題ですので、一生懸命皆さんでやっていきたいと思。以上で文教厚生委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時14分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 久 松 公 生